資料2

淡路佐野運動公園における
自然環境保全・活性化に関する基本的な考え方
（案）

令和8年10月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

淡路佐野運動公園の今後の方針

基　本　方　針

淡路佐野運動公園は、県立都市公園として唯一の運動公園であり、淡路島公園を補完する淡路地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として、野球場、サッカー場、多目的グラウンド、屋内練習場を整備し、淡路地域のスポーツ振興、健康の維持増進等を図る運動施設の拠点の役割を担っている。

また、淡路市の地域防災計画において広域避難地に位置付けられており、地域の防災拠点としての役割も担う。

今後も、これらの役割を担い、充実したスポーツ施設による健康づくりの支援、地域間交流や地域活性化の推進、地域の防災力の向上に資する公園づくりを進める。

基 本 的 な 考 え 方

自然環境保全

○ゾーニング図の作成（P2）

樹木・施設管理に係るゾーニング図を作成する。

○樹木伐採に関する合意形成・情報発信のルール

管理水準書に基づいた管理を現行と同様の方法で実施することとし、新たなルールは設定しない。

○「新たなパークマネジメント手法（民間活力導入）」を導入する際のルール設定

公共性の高い運動公園のため、収益事業を伴う民活の手法は想定していない。導入の必要性が生じた場合に検討する。

活性化

○管理運営協議会等の拡充

今後、必要に応じて検討する。

○公園のさらなる利用、参画を促す取組・仕組みの検討・情報共有マネジメントの検討

管理運営協議会において、公園関係者と利用者の間の情報共有を継続して実施し、利用者の声を集めるための方法等を継続して検討する。

○公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定（P4）

公園施設の新設や改廃に関する合意形成・情報発信のルールを設定する。

ゾーニング図（樹木・施設管理）の作成

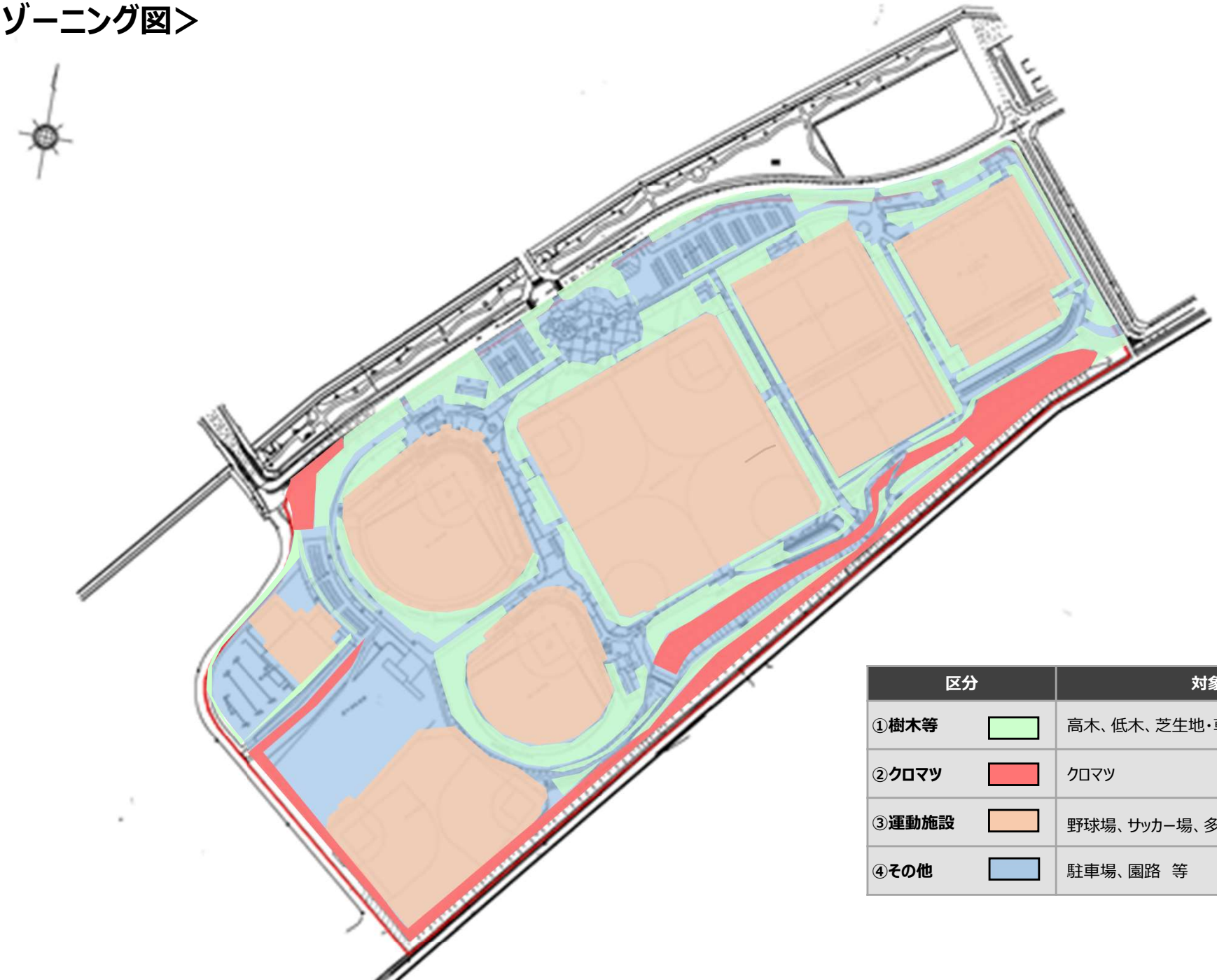
○樹木・施設管理について、タイプごとに区分
○今後、ゾーニングの変更を行う場合は、管理運営協議会において合意形成を図る。

<ゾーニング区分>

区分		対象	管理の方法（管理水準書より）	想定される実施主体
樹木等	高木	オオシマザクラ、アキニレ、 カロリナポプラ　等	高木剪定は自然樹形を活かすことを基本とし、樹木の健全な生育、園内景観及び利用者の安全上、必要なものについて行う。	県・指定管理者
	低木	アベリア、シャリンバイ トベラ・カイヅカイブキ　等	低木の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。	
	芝生地・草地	芝生地・草地 （運動施設及びクロマツ内を除く）	芝刈り、施肥、草刈り等の作業を適切に行い管理する。	
クロマツ		クロマツ	健全な育成、園内景観の形成を目的として適切に維持管理する。	
運動施設		野球場、サッカー場、 多目的グラウンド　等	利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、適切な管理と保守点検を実施する。	
その他		駐車場、園路　等		

ゾーニング図（樹木･施設管理）の作成

<ゾーニング図>



区分	対象
①樹木等	高木、低木、芝生地･草地
②クロマツ	クロマツ
③運動施設	野球場、サッカー場、多目的グラウンド　等
④その他	駐車場、園路　等

公園施設の新設、改廃に関する合意形成のルール設定

○ 公園施設の新設や改廃を行う場合は、県が中心となって協議を進める。
○ 合意形成・情報発信のルールは以下のとおり設定する。
○ 公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。
○ 管理運営協議会において施設改修等の方針が既に合意されている場合は、改めての説明や意見聴取は不要とする

＜合意形成・情報発信のルール＞

必要な手続き	区分	
	施設※1の更新	施設※1の新設、廃止、用途の変更
管理運営協議会への説明・相談	○	○※2
SNS、HP、現地看板等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 （利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など）	－	○

※1 上下水道、電気通信などのインフラを除く。
※2 ゾーニング図の変更を伴う場合には、管理運営協議会において合意形成を図る。